当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎　電話092―471―6331）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒂　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenji Kanao Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Furusato 2 bridge route 497 Saga Prefecture

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 2 September 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 October 2014 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 28 October 2014 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 28 October 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2532

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年８月４日

契約担当者

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設事業本部長　坂下　泰幸

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成 26 年阪神高速公告第 19 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大和川線照明設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　堺市堺区築港八幡町～松原市三宅中

⑷　工事内容　本工事は、大阪府道高速大和川線の建設に伴い、トンネル照明設備、トンネル火災表示板、監査路下の電気配管及び電力ケーブルの新設を行うものである。

⑸　工期　契約締結日の翌日～平成30年３月31日

⑹　工事概算数量

電線管配管工（ＦＥＰ）　501,000m
ケーブルラック取付工　59,000m
高圧ケーブル布設工　34,000m
低圧ケーブル布設工　515,000m
トンネル照明器具設置工　1,800台
道路照明柱建柱工（明かり部）　110基
トンネル火災表示板設置工　50台
内照式標識灯設置工　430台
照明制御盤設置調整工　５箇所
高圧ケーブル耐圧試験工　１式
照度測定工　１式
詳細設計　１式

⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。

⑼　本工事は、全ての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札により難い者は、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、同基準に基づき阪神高速の承諾を得た上で紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式は郵送等による入札のみとし、直接（持参）は認めない。

２　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に阪神高速における「電気」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、開札までに阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　単体又は２者による特定建設工事共同企業体であること。ただし、

①　単体の場合は、開札時に阪神高速における「電気」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）が1,050点以上の者であること。

②　特定建設工事共同企業体の場合は、開札時に代表者及び構成員が共に阪神高速における「電気」に係る平成25・26年度の経営事項評価点数が1,050点以上の者であること。

⑸　平成11年度以降に元請けとして、下記に示す施工実績（完成し、引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ただし、阪神高速が発注し、平成12年度以降に完成し、引き渡した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

①　単体の場合は、下記に示すいずれかの施工実績を有すること。

・延長１km以上で一方向２車線以上の道路トンネルにおいて、トンネル照明設備を延べ１km以上にわたって新設又は更新した工事
・延長１km以上で一方向２車線以上の道路トンネルにおいて、高圧ケーブルを布設した工事

②　特定建設工事共同企業体の場合は、以下のとおり。

ア）代表者は、①に同じ。
イ）構成員は、①に同じ。

⑹　３⑵に示す評価項目に対する当該工事における技術提案を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑺　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成24年度及び平成25年度）に完成し、引き渡しされた工事の実績がある場合は、当該工事の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者であること。

・１級電気工事施工管理技士
・技術士（電気電子部門）